

第三十一号議案

江戸川区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十四日

提出者

江戸川区長 斉

藤

猛

江戸川区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
江戸川区「特別区道」道路占用料等徴収条例（昭和四十七年四月江戸川区条例
第十七号）の一部を次のように改正する。
第三条中「の各号」を削り、同条第三号中「第十一条第一項に規定する」を
「第十一条第一項各号に掲げる」に改め、同条第五号中「出入」を「出入り」に
改める。

第四条第一項中「あつては」を「あつては」に改める。
第五条中「十四・五％」を「十四・五パーセント」に改める。
別表法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物の項を次のように改める。

法第三十二条第一項 第一号に掲げる工作物								
第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱	第一種電話柱	第二種電話柱	第三種電話柱	その他の柱類	共架電線その他上空に設ける線類	地下に設ける電線その他の線類
一本につき一年				長さメートルにつ き一年				
九、七四〇	一四、九〇〇	二〇、一〇〇	八、六九〇	一三、九〇〇	一九、一〇〇	八六〇	八六	五二

法第三十二條第一項 第二号に掲げる物件					
外径が○・二メートル以上○・三メートル未満のもの	外径が○・一五メートル以上○・二メートル未満のもの	外径が○・一メートル以上○・一五メートル未満のもの	外径が○・七メートル以上○・一メートル未満のもの	外径が○・四メートル以上○・七メートル未満のもの	外径が○・四メートル未満のもの
長さ一メートルにつき					
一、五六〇	一、〇四〇	七八〇	五二〇	三六〇	二〇〇

別表法第三十二條第一項第二号に掲げる物件の項を次のように改める。

路上に設ける変圧器	一個につき一年	八、五二〇
地下に設ける変圧器	占用面積一平方メートルにつき一年	五、二一〇
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	一個につき一年	一七、三〇〇
広告塔	表示面積一平方メートルにつき一年	二四、六〇〇
その他のもの	占用面積一平方メートルにつき一年	一七、三〇〇

外径が○・三メートル以上○・四メートル未満のもの	二、 〇八〇
外径が○・四メートル以上○・七メートル未満のもの	三、 六五〇
外径が○・七メートル以上一メートル未満のもの	五、 二一〇
外径が一メートル以上のもの	一〇、 四〇〇

別表法第三十二条第一項第三号に掲げる施設の項中「一四、八〇〇」を「一七三〇〇」に改め、同表法第三十二条第一項第四号に掲げる施設の項中「一六、七〇〇」を「一七、三〇〇」に改め、同表法第三十二条第一項第五号に掲げる施設の項中「一一、七〇〇」を「一二、三〇〇」に改め、「七、〇二〇」を「七、四〇〇」に、「一〇、四〇〇」を「一一、〇〇〇」に改め、同表法第三十二条第一項第六号に掲げる施設の項中「二三〇」を「二四〇」に、「二三、四〇〇」を「二四、六〇〇」に改め、同表道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号。以下「令」という。）第七条第一号に掲げる物件の項中「二三、四〇〇」を「二四、六〇〇」に、「一三、三〇〇」を「一三、九〇〇」に、「二三〇」を「二四〇」に、「二三四、〇〇〇」を「二四六、七〇〇」に、「一一七、〇〇〇」を「一二三、三〇〇」に改め、同表令第七条第二号に掲げる工作物の項中「一六、七〇〇」を「一七、三〇〇」に改め、同表令第七条第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号に掲げる工事用材料置場の項中「二三、四〇〇」を「二四、六〇〇」に、

「八、六四〇」を「一〇、三〇〇」に改め、同表令第七条第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる一時収容施設の項中「一六、七〇〇」を「一七、三〇〇」に改め、同表令第七条第八号に掲げる施設の項を次のように改める。

令第七条第八号に掲げる施設							
その他のもの	地下に設けるもの			上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			
	階数が三以上のもの	階数が二のもの	階数が一のもの	階数が四以上のもの	階数が三のもの	階数が二のもの	階数が一のもの
占有面積一平方メートルにつき一年							
Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇一二を乗じて得た額	Aに〇・〇一一を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額

別表令第七条第九号に掲げる施設並びに同条第十号に掲げる施設及び自動車駐車場の項の次に次のように加える。

令第七條第十一号に掲げる応急仮設建築物				
その他のもの	上空、トンネルの 上又は高架道路の 路面下に設けるもの			
	階段が一のもの	階段が二のもの	階段が三のもの	階段が四以上のもの
占用面積一平方メートルにつき一年				
乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額
Aに○・○〇六を	Aに○・○〇八を	Aに○・〇一を	Aに○・〇一二を	Aに○・〇二四を

別表令第七條第十二号に掲げる器具の項を次のように改める。

令第七條第十二号に掲げる器具	占用面積一平方メートルにつき一年	Aに○・〇二四を乗じて得た額
----------------	------------------	----------------

別表備考第八号中「もつて」を「もつて」に改め、同表備考第九号中「あつては」を「あつては」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表の規定は、施行日以後に許可を受けた占用及び

施行日前に許可を受けた占用で当該許可の期間が施行日以後にわたるものの施行日以後の期間に係る占用について適用する。

（説明）

占用料の基礎となる固定資産税評価額の評価替えに伴い、特別区道の占用料の額を改定するほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。